指定管理者評価制度の概要について

評価の実施方法

〇対 象:指定管理者制度を導入している全ての施設

○評価の方法: 所管課評価+第三者評価(指定管理者評価部会)

指定管理者評価部会

位置づけ : 行財政改革推進委員会の部会として新たに設置

所掌事務: 所管課評価について第三者的立場から検証

※施設所管課へのヒアリング、現地調査等を実施

委員数: 6名[学識経験者等(行財政改革推進委員会の委員に限らない。)から

知事が委嘱〕

※3名ずつの2部会で分担して評価を実施

○評価の視点: ① 施設の設置目的に沿った取組(サービスの向上等)が行われたか

② 経費の節減など効率性の向上が図られたか

③ 公の施設にふさわしい適正な(適法性、安全性等)管理運営が行われたか

○評価の種類: 「5段階評価」と「所見評価」の2種類で行う。

種類	概要	時期
5段階評価	採点を行い、A〜Eの5段階で評価する。	中間評価 : 2年度目(指定期間5年の場合)
		総括評価 : 指定期間の最終年度
所見評価	所見を記した文章により評価する。	上記以外の年度

Oインセンティブ:総括評価で「A」「B」ランク(80点以上)の優秀事業者に対しては、次期選定時に優遇措置を講ずる。

※優遇措置の内容・・・・選定委員会における各選定委員の採点に得点の加算を行う。

「A」ランク=10点加算 、「B」ランク=5点加算

評価の流れ

〇毎年度、以下の①~④の順序で評価を実施する。

(予定時期)

① 所管課評価(施設所管課が評価を実施し、指定管理者評価部会に提出) ・・・・・6~7月

② 第三者評価(指定管理者評価部会が所管課評価を検証) ・・・・7~8月

③ 評価結果を指定管理者にフィードバック

…… 9月

4) 評価結果を行財政改革推進委員会に報告、公表

… 10月